

論点に対する回答

分野	地方公共団体への税・公金納付のデジタル化
省庁名	総務省
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>経済団体からは、事業者の税公金の納付業務のデジタル化を加速し、業務効率化・生産性向上を進める観点から、①地方税（特に固定資産税）納付に関する納付書等を含めた完全電子化、②地方公共団体に対する公金納付が地方公共団体毎にバラバラな納入告知書や納入通知書を用いた金融機関窓口での納付により行われている現状を改善し、デジタルを活用した全国統一的な公金納付手続の導入について要望があったところである。</p> <p>【論点 1】</p> <p>令和5年度から、地方公共団体が納付書情報を eLTAX にアップロードする方策が実現するとのことであるが、容易に機械判読可能なデータ形式により提供するための改修は想定されていないとのことである。</p> <p>①納付書情報を eLTAX にアップロードする方策について具体的に説明いただきたい。</p> <p>②納付者の業務効率化の観点からは、eLTAX 上で納付書情報が容易に機械判読可能なデータ形式でも提供されることが重要であり、こうした形式により提供される仕組みについても、早期に実現する必要があると考えるが如何か。</p> <p>③そうした仕組みの実現に向けた今後のスケジュールを示していただきたい。</p>	
<p>【回答 1】</p> <p>①について</p> <p>令和5年度（2023年度）から、固定資産税等の賦課税目について、次の方法による納付を可能とするため、現在、関係機関においてシステム開発等の準備を進めています。</p> <p>(1) 地方団体が、納付書に案件特定キー等を記載の上、納税者に郵送。</p> <p>(2) 地方団体が、納付に必要な納付書情報を eLTAX にアップロード。</p>	

- (3) 納税者が、eLTAX の操作画面において、案件特定キー、確認番号等を入力し（QR コードの読取りにより入力省略可）、納付案件を特定。
- (4) eLTAX において地方団体からアップロードされた情報との突合をした上で、納税者に対し、納付書情報を送信。
- (5) 納税者が、当該情報に基づき納付手続を実施。

②及び③について

上記方法により納付した案件の納付履歴（納付書情報に、納付日等の情報を付加したもの）については、eLTAX から csv 形式によりダウンロードできる機能を令和5年（2023年）4月に実装予定です。

また、総務省においては、今後、地方団体から納税者に対して送付する処分通知等（納税通知書（納付書情報を含む。））の電子化について検討を進めることとしています。

地方税における処分通知等の電子化については、御指摘のデータ形式の他にも、データの送付先や通知情報の後続手続での活用方法など多様な論点があり、課税側・納税側双方の意見を伺いながら検討を進めて参ります。

検討を加速化するため、今年度中に実務者（地方団体、経済団体等）による検討会を立ち上げることをいたします。

【論点2】

固定資産税については、事業者が、納付書の添付書類として課税明細書を紙で受領した場合には、各事業者において、資産毎の納税額など明細書に記載された情報を手打ちで自社システムに入力することとなり、特に多数の資産を有する事業者にとっては非常に大きな負担となっている。

業務効率化の観点からは、こうした課税明細書等の添付書類の情報についても、容易に機械判読可能なデータ形式によりオンライン（例えば、eLTAX）上で提供できるように早期にすべきであるが、いつまでに対応が可能か。

併せて、添付書類を含めた提供情報のデジタル化の必要性は他の税目と異なるものではないと考えられることを踏まえ、固定資産税以外の地方税における添付書類を含めた提供情報のデジタル化について説明願いたい。

【回答2】

上記回答1②及び③についてのお通り、今後、地方団体から納税者への処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む。）のオンライン化を検討することとしており、検討を加速化するため、今年度中に実務者（地方団体、経済

団体等)による検討会を立ち上げることといたします。

【論点3】

全ての地方公共団体において、納付書情報や課税明細書等の添付書類が容易に機械判読可能なデータ形式により提供され、事業者が業務の効率化を実現するためには、これらの情報が各地方公共団体の税務システムから標準化された形式、かつ、容易に機械判読可能なデータ形式により出力することができなければならない。

固定資産税に係る情報システムについては、標準仕様書の作成を進めることとされており、総務省は、税務システム標準仕様書【第1.0版】を作成している。

各地方公共団体において、現在の標準仕様書に則ったシステム改修を進めれば、納付書や課税明細書等の添付書類の情報を容易に機械判読可能なデータ形式により出力することは可能なのか。

こうした出力ができないと認識している地方公共団体もあるようであり、容易に機械判読可能なデータ形式による出力が可能であるならば、各地方公共団体に、その内容が伝わるよう周知していただきたい。

【回答3】

課税明細書については、現在の標準仕様書【第1.0版】においても、容易に機械判読可能なデータ形式により出力することは可能ですが、より利便性の高いものとなるよう、今後、納税者の意見も伺いながら、出力形式等の詳細について検討したいと考えています。

その上で、標準仕様書の改定版（本年夏を目途に策定予定）に検討結果を盛り込み、地方団体に周知して参ります。

なお、納付書については、上記回答1のとおりです。

【論点4】

地方税以外の各種公金の納付についても、国民や事業者の利便性向上の観点からデジタル化が望まれる。特に、多くの地方公共団体に対して、道路占用料、河川占用料、行政財産使用料等の公金を納付する事業者等からは、各種公金の納入通知やその納付についても、地方公共団体共通の仕組みを用いたデジタル化について強い要望がある。

eTAXは地方税の収納のためのシステムではあるが、全ての地方公共団体が接続する既存のシステムであり、これを活用して各種公金の納付もできるようにすべきとの要望もある。

総務省として、事業者や国民の利便性を向上させるとともに、地方公共団体の収納業務のデジタル化による効率化を推進するため、eLTAXの活用を含め、各種公金に関する納入通知やその納付をオンラインで実施できる地方公共団体共通の仕組みの構築に、デジタル庁を始めとした関係省庁とも連携して取り組むべきではないか。

【回答4】

地方公共団体の歳入は、道路占用料や河川占用料のように、道路法や河川法等の地方自治法以外の国の法令にその徴収の根拠があるものがあり、このような歳入については、それぞれの根拠となる国の法令においてその納付方法等が規律されているところです。

したがって、国の法令に根拠を置く歳入の納付方法については、それぞれの法令を所管する省庁において決定していただくことが基本であり、地方税以外の歳入の納付の際にeLTAXを活用するかどうかについても、それぞれの法令を所管する省庁において検討されるべきことと考えます。

【論点5】

【論点4】の取組を行うに当たっては、地方公共団体や事業者等の意見を聞きつつ進める必要があると考えるが、今後どのような体制で、いつまでに何を行うかを示していただきたい。

【回答5】

○ 回答4のとおり。

(参考)

別紙のとおり。